

山梨県警察本部訓令第1号

山梨県警察の遺失物取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年2月18日

山梨県警察本部長 原 幸太郎

山梨県警察の遺失物取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

山梨県警察の遺失物取扱いに関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別紙略